

その1 (在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書)

投票用紙等請求書  
(在外公館等における在外投票)

日本国憲法の改正手続に関する法律第62条第1項第1号の規定により、何年何月何日執行の国民投票において、在外投票を行いたいので、同法施行令第94条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏 名	
在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号	在外投票人証／在外選挙人証

何在外公館の長 あて

注 意

- 1 「年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 2 「氏名」欄には、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 3 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず提出又は提示してください。
- 4 旅券(所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等)をあわせて提示してください。

投票用紙等請求書  
(郵便等による在外投票)

日本国憲法の改正手続に関する法律第62条第1項第2号の規定により、何年何月何日執行の国民投票において、在外投票を行いたいので、同法施行令第101条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏 名	
署 名	
在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号	在外投票人証／在外選挙人証

市区町村 選挙管理委員会委員長 あて

注 意

- 1 「年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 2 「氏名」欄には、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 3 「署名」欄は、必ず自分で書いてください（在外投票人名簿登録申請時又は在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください。）。
- 4 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず同封してください。
- 5 投票用紙等は、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている住所に送付されます。
- 6 在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
- 7 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外投票人証又は在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- 8 「市区町村選挙管理委員会委員長」には、あなたの在外投票人証又は在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称（在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称）を書いてください。